

今月の特別企画 //

動画・
PDF付き

●解答のプロセスがわかる!

選択式の事例問題対策

LEC東京リーガルマインド 西園寺 華……5

科目別 国年・厚年③～厚生年金保険法(後編)～

チャート式・基礎講座

動画・
PDF付き

ワイ&ワイカレッジ 小川 泰弘……18

連載

この1問が合否を分ける! 第8回

難問チャレンジ 厚生年金保険法 LEC東京リーガルマインド 大野 公一……56

2025年度試験からの新ルール! 第7回

改正ポイントと演習問題

動画・
PDF付き

社会保険労務士 奥田 章博……66

知識をつなげて理解! 記憶! 第3回

メモリーツリー学習法 年金二法の遺族年金 YU ME NO UE……76

常にちがいを意識! 第8回

横断整理でStep Up 目的条文等

クレアル 斎藤 正美……80

見たことある!でおぼえやすく 第8回

視覚でつかむ 社労士試験 産前産後期間中の保険料免除ほか

ワイ&ワイカレッジ 小川 泰弘……84

講師陣が合格までをふりかえる

私の受験生時代

セルズアカデミー 村中 一英……87

- 2025年度受験用社労士Vのご案内……………2
- 2025年度受験用社労士V Webゼミ無料動画・PDF版のご案内……………4
- 次号予告……………88

巻末繰込付録 切り取って使える! 典型問題を極める!

ひっかけキーワード 一問一答 厚生年金保険法 社会保険労務士法人アンブレラ

●解答のプロセスがわかる！

選択式の事例問題対策

動画・PDF
付き

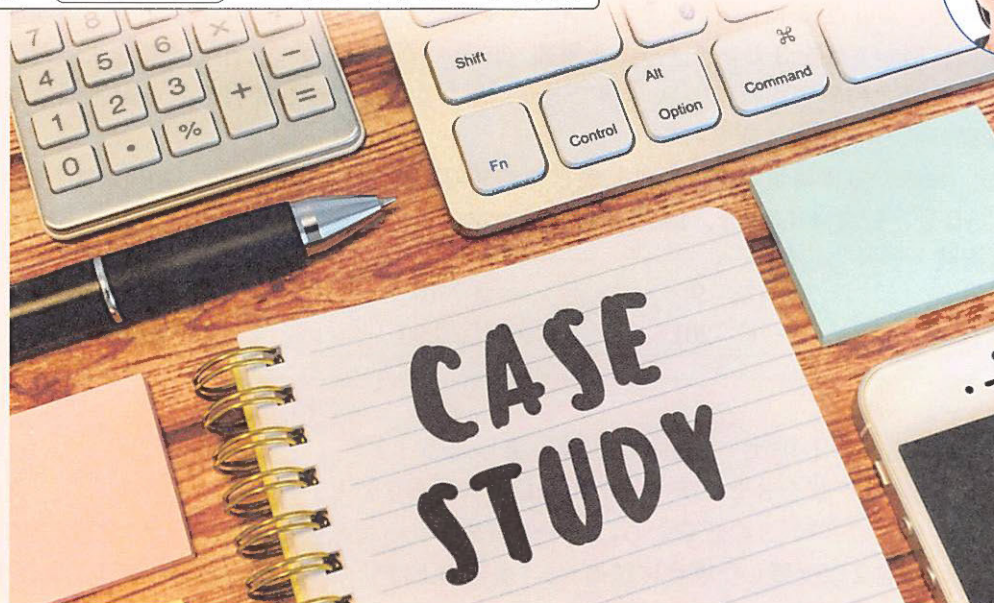
本記事は、講義動画とPDF版をご覧になれます！

⇒ <https://www.sv-web.jp/>

ID: sv2504ik

※パスワードは88ページに掲載

LEC東京リーガルマインド
西園寺 華



◆ 実際の事例に応用できる力を身につけよう

近年、選択式問題において事例形式の設問が増加傾向にあります。単なる知識の暗記に留まらず、これを具体的な事例に適用する能力が求められています。**暗記型学習からの脱却**が必要であり、日々の学習の中で理解を深め、応用力を養うことが重要です。このような背景を踏まえ、今回の特別企画として『**選択式の事例問題対策**』を取り上げます。

◆ 基本的な知識をしっかりと理解する

選択式の事例問題は、基本的な知識さえ身につけていれば十分に対処可能です。**基本的な知識の習得は、試験合格への第一歩**。普段の学習では、基本事項をしっかりと理解することが重要です。条文や通達等を繰り返し学習し、しっかりとした基礎を築きましょう。これにより自然と解答力が養われ、どんな問題にも対応できる力が身につきます。

◆ 過去問題で思考プロセスを強化

まずは事例問題の過去問題を解きましょう。過去問題を使って試験本番での思考プロセスを解説します。基本的な知識さえしっかり身につけていれば、問題に正解できることを確認しましょう。また、過去問題を解く中で、不足していた基本的な知識を再確認しましょう。

◆ オリジナル予想問題で実戦力を養う

最後にオリジナルの予想問題を解いてみましょう。これで実際の試験を想定したトレーニングができます。解答を導くために必要な基本的な知識を丁寧に説明します。オリジナル予想問題を通して、自信を持って試験に臨みましょう！

01

過去問チャレンジ！

過去問題に挑戦して、あなたの実力を試しましょう。これまで学んできた基本知識を活用し、出題傾向を把握しながら解答力を高めていきます。まずは、労災保険法の障害補償給付に関する問題に挑戦しましょう。

過去問 労働者災害補償保険法 令和4年度

次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

業務災害により既に1下肢を1センチメートル短縮していた（13級の8）者が、業務災害により新たに同一下肢を3センチメートル短縮（10級の7）し、かつ1手の小指を失った（12級の8の2）場合の障害等級は□A級であり、新たな障害につき給付される障害補償の額は給付基礎日額の□B日分である。

なお、8級の障害補償の額は給付基礎日額の503日分、9級は391日分、10級は302日分、11級は223日分、12級は156日分、13級は101日分である。

選択肢

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| ① 8 | ② 9 | ③ 10 | ④ 11 |
| ⑤ 122 | ⑥ 201 | ⑦ 290 | ⑧ 402 |

【答え】A ② 9 B ⑦ 290

1 問題文よりポイント抽出（論点を把握しましょう！）

ポイント1：「同一下肢を3センチメートル短縮（10級の7）し、かつ1手の小指を失った（12級の8の2）」この記載から、同一の事故によって系列を異にする第13級以上の身体障害を2以上残した場合に該当し、「併合繰上げ」の問題であることが読み取れます。

ポイント2：「業務災害により既に1下肢を1センチメートル短縮していた（13級の8）者が、業務災害により新たに同一下肢を3センチメートル短縮（10級の7）し、かつ1手の小指を失った（12級の8の2）場合」この記載から、既に身体障害のあった者が、業務上の傷病によって同一の部位について障害の程度をさらに重くした場合の障害補償給付額について問われており、これが「加重」の問題であることが読み取れます。

2 基本知識の確認（解答に必要な基本的な知識を確認しましょう！）

・併合繰上げ（労災保険法施行規則14条3項）

同一の事故によって系列を異にする第13級以上の身体障害を2以上残した場合、重い方の身体障害の該当する障害等級を、1級から3級の間で繰り上げた障害等級がその複数の身体障害の障害等級とされます。

【併合繰上げにおける障害等級の繰上げ方法】

第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合	重い方を1級繰上げ
第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合	重い方を2級繰上げ
第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合	重い方を3級繰上げ

・加重（労災保険法施行規則14条5項）

既に身体障害にあった者が、業務上の傷病によって同一の部位について障害の程度をさらに重く

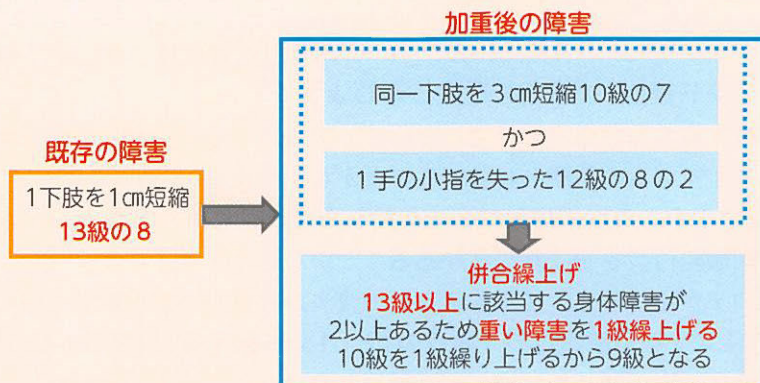
した場合の障害補償給付の額は、その加重した現在の身体障害の該当する障害等級に応じた給付の額から、既存の身体障害の該当する障害等級に応じた給付の額を差し引いた額とされます。

【加重の場合の障害補償給付の額】

既存の障害等級に応じた 障害補償給付	加重後の現在の障害等級 に応じた障害補償給付	支給額
障害補償年金	障害補償年金	その差額
障害補償一時金	障害補償一時金	
障害補償一時金	障害補償年金	加重後の現在の障害等級に応じた年金額から、既存の障害等級に応じた一時金相当額を25で除して得た額を差し引いた額

3 解答プロセスの解説（解答の導き方について説明します！）

まずは、新たな業務災害による障害について、「併合繰上げ」を行います。同一の事故によって系列を異にする第10級と第12級の障害を残しており、身体障害第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合に該当するため、重い方の身体障害である10級を1級繰上げて9級となります。



次に、「加重」の障害補償給付の額を計算します。加重前は障害等級第13級（障害補償一時金、給付基礎日額101日分）、加重後の障害等級は第9級（障害補償一時金、給付基礎日額391日分）です。したがって、新たな障害につき給付される障害補償一時金の額は、391日分から101日分を差し引いた額となり、給付基礎日額の290日分となります。

次は、雇用保険法の教育訓練給付金に関する問題を見てみましょう。問題文が非常に長く、一見難しく感じるかもしれませんが、基本的な知識で対処できる問題です。

過去問 雇用保険法 令和4年度

次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金に関して、具体例で確認すれば、平成25年中に教育訓練給付金を受給した者が、次のアからエまでの時系列において、いずれかの離職期間中に開始した教育訓練について一般教育訓練に係る給付金の支給を希望するとき、平成26年以降で最も早く支給要件期間を満たす離職の日は□Aである。ただし、同条第5項及び同法施行規則第101条の2の9において、教育訓練給付金の額として算定された額が□Bとき

は、同給付金は支給しないと規定されている。

ア 平成26年6月1日に新たにA社に就職し一般被保険者として就労したが、平成28年7月31日にA社を離職した。このときの離職により基本手当を受給した。

イ 平成29年9月1日に新たにB社へ就職し一般被保険者として就労したが、平成30年9月30日にB社を離職した。このときの離職により基本手当を受給した。

ウ 令和元年6月1日にB社へ再度就職し一般被保険者として就労したが、令和3年8月31日にB社を離職した。このときの離職では基本手当を受給しなかった。

エ 令和4年6月1日にB社へ再度就職し一般被保険者として就労したが、令和5年7月31日にB社を離職した。このときの離職では基本手当を受給しなかった。

選択肢

A	① 平成28年7月31日	② 平成30年9月30日
	③ 令和3年8月31日	④ 令和5年7月31日
B	① 2,000円を超えない	② 2,000円を超える
	③ 4,000円を超えない	④ 4,000円を超える

【答え】 A ③ 令和3年8月31日 B ③ 4,000円を超えない

1 問題文よりポイント抽出（論点を把握しましょう！）

問題文より、一般教育訓練に係る給付金について、アからエまでのどの離職日が最も早く支給要件期間を満たすことができるのか問われていることがわかります。

ポイント1：「平成25年中に教育訓練給付金を受給した者が、という記載から、本問の者は過去に教育訓練給付金を受けたことがあることがわかります。

ポイント2：時系列アからエより、被保険者資格の喪失から新たな被保険者資格の取得までの期間（被保険者でない期間）が「1年以内」と「1年を超える」期間があることがわかります。支給要件期間の通算の知識がしっかりと身につけているかが問われています。

ポイント3：時系列アからエより、離職により「基本手当を受給した」場合と、離職により「基本手当を受給しなかった」場合があることもわかります。基本手当受給の有無は支給要件期間の通算に影響を及ぼすのでしょうか。

2 基本知識の確認（解答に必要な基本的な知識を確認しましょう！）

・支給要件期間（雇用保険法第60条の2第2項・3項）

一般教育訓練に係る給付金の支給を受けるための支給要件期間について確認しましょう。支給要件期間とは、教育訓練を開始した日（基準日）までの間に、同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間をいいます。ただし、当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であった期間がある場合には、被保険者の資格を喪失してから新たに被保険者資格を取得するまでの期間が1年以内であれば、支給要件期間として通算されます。また、離職に伴い基本手当または傷病手当の支給を受けたとしても、支給要件期間の算定に影響を及ぼしません。

教育訓練給付金の支給を受けるための支給要件期間は下記の表のとおりです。

チャート式

基礎講座

08

国年・厚年③
～厚年法(後編)～



ワイ&ワイ カレッジ
小川 泰弘

動画・PDF
付き

本講座は、講義動画とPDF版をご覧になれます！

⇒ <https://www.sv-web.jp/>

ID: sv2504ik ※パスワードは88ページに掲載

チャート式・基礎講座の使い方

I

法律の各章
の概要を
つかむ

チャート で条文
ごとの内容や流れ
を見る

チャート 下の答えで、
空欄を正しく埋め
られたかチェック！

**チャートの
Point** や **1の
Point** で
論点を押さえる

厚生年金保険法(後編)

I

保険給付

保険給付の通則のほか、老齢、障害、遺族関連の保険給付を学習する部分である。

チャート I - 1

受給権の裁定等(法第33条ほか)

(1) 保険給付の裁定

保険給付を受ける
権利は

その権利を有する者(受給権者)の**請求**に基づいて、**A**が
裁定する

(2) 年金の支給期間、支給停止期間

年金の支給は

年金を支給すべき**事由が生じた月の翌月**から始め、**権利が
消滅した月**で終るものとする

年金は、その**支給を停止すべ
き事由が生じたときは**

その**事由が生じた月の翌月**からその事由が**消滅した月**ま
での間は、支給しない

(3) 年金の支払期月

年金は

毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う

ただし、前支払期月に支払うべきであった年金、した場合、年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする

(4) 2月期支払の年金の加算

年金の支払期月の規定による支払額に1円未満の端数が生じたときは

これを切り捨てるものとする

毎年3月から翌年2月までの間において、上記の規定により切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該2月の支払期月の年金額に加算するものとする

A 実施機関

B 権利が消滅

チャート I - 2 未支給の保険給付（法第37条）

保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは

その者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦これらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは

で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる ①

A 自己の名

チャートの Point

- ①…死亡した受給権者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときも、上記①から⑦に規定する者は、**自己の名**で、その保険給付を請求することができる。

チャート I - 4 受給権の保護、公課の禁止（法第41条）

保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができない

ただし、、**脱退手当金**、**脱退一時金**を受ける権利を**国税滞納処分**（その例による処分を含む）により差し押えることができる

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない

ただし、、**脱退手当金**、**脱退一時金**については、**租税その他の公課**を課することができる

A 老齢厚生年金

チャート I - 5 老齢厚生年金の受給権者（法第42条）

老齢厚生年金は、被保険者期間をカ月以上有する者が ①

次の①、②のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する

① 65歳以上であること

② 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること ②

A 1

チャートの
Point

- ① …60歳前半の老齢厚生年金の場合と異なり、65歳からの老齢厚生年金は被保険者期間が1カ月以上あれば支給される。
- ② …本条②について、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が10年以上である場合も当該要件を満たしたことになる。「保険料納付済期間」、「保険料免除期間」、「合算対象期間」の定義は、国民年金法と同じである。

チャート I-6

老齢厚生年金の額①（法第43条1項ほか）

(1) 原則の計算式 ①

老齢厚生
年金の額
(原則)

平均標準報酬額

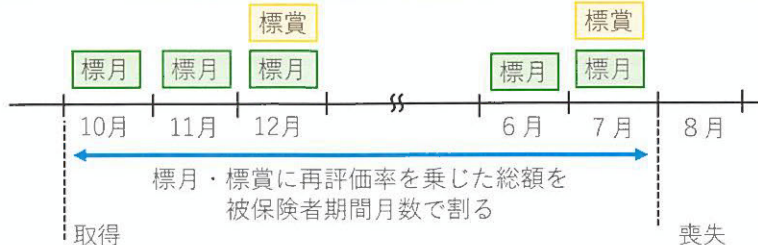
×

A

1000

被保険者期間の月数

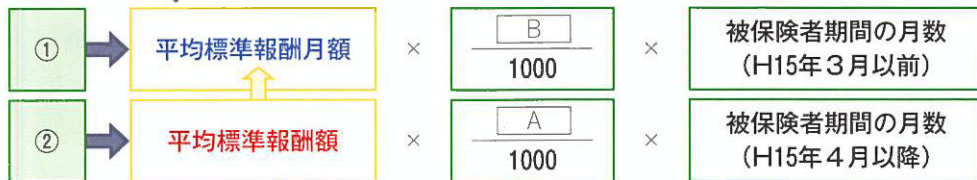
「平均標準報酬額」とは、被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に再評価率を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額のことである ②



(2) 総報酬制実施（平成15年4月）前の期間がある場合の計算式 ③

平成15年4月から導入された総報酬制により、①平成15年3月以前の期間と②平成15年4月以後の期間についてそれぞれ計算し、合算した額が、老齢厚生年金の額となる

[①+②の額となる]



「平均標準報酬月額」とは、平成15年3月までの被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額である ②

A 5.481 B 7.125